

幼稚園のせいかつ

《健康・安全編》

学校法人 古木学園
認定こども園 相模林間幼稚園

令和6年度版

目 次

Ⅱ 健康編

Ⅱ- 1	健康診断について	…… 1
Ⅱ- 2	アレルギーについて	…… 1
Ⅱ- 3	怪我や病気の際の連絡・対応について	…… 3
Ⅱ- 4	飲む薬について	…… 4
Ⅱ- 5	欠席について	…… 6
Ⅱ- 6	出席停止について	…… 6
Ⅱ- 7	忌引きについて	…… 9

Ⅲ 安全編

Ⅲ- 1	正門・ナーサリーセンターの出入り	……10
Ⅲ- 2	地震・火災について	……11

※本書は、就園中3年間（年少・年中・年長）はすぐ確認できるよう、大切に保管してください。

※年度内に変更のあった箇所はご自身で本書を修正・加筆願います。

II 健康編

幼稚園における健康管理について

幼稚園は3歳、4歳、5歳の子どもの集団生活の場です。病気に対しては抵抗力が極めて弱い幼児の集まりともいえます。病気を未然に防ぎ、あるいは最小限に止めなければなりません。そこで幼稚園では園児の健康管理について各種検診等を行い、又、保護者の方から子どもの普段の健康状態を園で把握するための書類や保険証の内容を確認させていただいています。

II-1 健康診断について

(1) 身体測定 年に5~6回身長と体重の計測を行います。他に、年一回、胸囲を測定します。衣服への記名を忘れずをお願いいたします。
年少児はご家庭で衣服の着脱の練習を行ってください。
結果は「れんらくアプリ」身体計測」でお知らせします。

(2) 園医による定期健康診断

内科 佃医院

歯科 広井歯科医院

5月上旬と2学期に健診を行い、結果はシール帳の後方でお知らせします。

(3) 尿検査 5月下旬に検査を行います。

(4) 視覚・聴覚検査（父母協力）

5月下旬に詳しい検査方法の手紙を配布いたします。

II-2 アレルギーについて

アレルギー疾患を有する子どもが年々増加傾向にあります。

幼稚園では、全職員が保護者の方々のご協力・連携のもと、子どもの健康及び安全に関する共通認識を深め、アレルギー疾患の子ども達の幼稚園生活がより「安全・安心」なものとなるよう取り組んでおります。つきましては、次に挙げるものに該当する方はそれぞれの対応にご協力をお願い致します。

注意事項

(1) 食物アレルギー疾患やアナフィラキシーを起こしたことがある園児、かつ幼稚園生活に特別な配慮が必要な園児は、相模原市保育課及び相模原市消防局と連携できるシステムがあります。相模原市の指導により 医師の診断に基づいた“相模原市保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表”（※1）の提出が必要です。

該当される方はお申し出頂き、事務より説明の上、必要書類をお渡しします。

お申し出のない場合は、対応ができない場合があります。

(2) その他のアレルギー疾患（気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎）をお持ちの園児がいる保護者の方で、幼稚園生活に特別な配慮が必要な場合“相模林間幼稚園アレルギー疾患調査表”（※2）の提出をお願いします。

(3) 今回、提出されていない方で、もし新たに発症した場合は、随時、幼稚園へご連絡ください。

(4) 他の疾患で幼稚園において配慮が必要な方はお申し出ください。

※1 相模原市 保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表 見本

相模原市 保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表 年度 提出日 年 月 日 様式②

園児名 男・女 年 月 日生（歳 か月） 組【 歳児クラス(4月以降)】 施設名

この生活管理指導表は保育所等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成するものです。

病型・治療	保育所等での生活上の留意点	保護者名
A. 食物アレルギー 1. 食物アレルギーの疑いのある乳児アトピー性皮膚炎 2. 診断済 3. その他（アレルギー検査結果、アレルギー検査結果、アレルギー検査結果） B. アナフィラキシー既往・偽型 1. なし 2. あり（食物・薬剤） C. 原因食物・除去法 該当する食品の番号に○を記入し、かつ○内に除去措置の番号を記入 ※1. 食品名と○-1に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※2. 食品名を○-2に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※3. 食品名を○-3に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※4. 食品名を○-4に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※5. 食品名を○-5に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※6. 食品名を○-6に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※7. 食品名を○-7に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※8. 食品名を○-8に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※9. 食品名を○-9に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※10. 食品名を○-10に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※11. 食品名を○-11に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※12. 食品名を○-12に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※13. 食品名を○-13に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※14. 食品名を○-14に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※15. 食品名を○-15に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※16. 食品名を○-16に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 D. 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレニン自己注射薬（エピペン®0.15mg） 3. その他	A. 給食・給乳 1. 管理不要 2. 調理済みの調理済 B. アレルギー用調剤 1. 必要に応じて給食に○、又は○内に記入 2. 必要に応じて給食に○、又は○内に記入 3. 必要に応じて給食に○、又は○内に記入 C. 食物・食料を扱う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談して決定 D. 除去食品で摂取不可能なもの 除去食品で摂取不可能なものに○を記入し、○内に除去措置の番号を記入 ※1. 食品名と○-1に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※2. 食品名と○-2に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※3. 食品名と○-3に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※4. 食品名と○-4に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※5. 食品名と○-5に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※6. 食品名と○-6に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※7. 食品名と○-7に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※8. 食品名と○-8に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※9. 食品名と○-9に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※10. 食品名と○-10に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※11. 食品名と○-11に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※12. 食品名と○-12に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※13. 食品名と○-13に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※14. 食品名と○-14に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※15. 食品名と○-15に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※16. 食品名と○-16に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 E. その他の配慮・管理事項 除去食品の量や摂取の回数など、 食物アレルギーへの配慮や対応に関する事項を記入	電話（候補） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 電話： 年 月 日 医師名 医療機関名

※2 相模林間幼稚園アレルギー疾患調査表

相模林間幼稚園 アレルギー疾患調査表 園児名

病型・治療	医師生活上の留意点	その他の配慮・管理事項	かかりつけの医療機関名
A. 重症型 1. 重症型 2. 重症型 3. 重症型 4. 重症型 B-1. 長期治療（吸入薬） 1. 吸入薬 2. 吸入薬 3. 吸入薬 4. その他 C. 緊急時に備えた処方箋 1. 吸入薬 2. 吸入薬 3. その他 D. 緊急時に備えた処方箋 1. 吸入薬 2. 吸入薬 3. その他	A. 給食・給乳 1. 管理不要 2. 調理済みの調理済 B. アレルギー用調剤 1. 必要に応じて給食に○、又は○内に記入 2. 必要に応じて給食に○、又は○内に記入 C. 食物・食料を扱う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談して決定 D. 除去食品で摂取不可能なもの 除去食品で摂取不可能なものに○を記入し、○内に除去措置の番号を記入 ※1. 食品名と○-1に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※2. 食品名と○-2に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※3. 食品名と○-3に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※4. 食品名と○-4に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※5. 食品名と○-5に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※6. 食品名と○-6に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※7. 食品名と○-7に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※8. 食品名と○-8に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※9. 食品名と○-9に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※10. 食品名と○-10に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※11. 食品名と○-11に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※12. 食品名と○-12に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※13. 食品名と○-13に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※14. 食品名と○-14に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※15. 食品名と○-15に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 ※16. 食品名と○-16に○がついた場合、○内の食品に○。又は食品名を記入 E. その他の配慮・管理事項 除去食品の量や摂取の回数など、 食物アレルギーへの配慮や対応に関する事項を記入	電話（候補） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 電話： 年 月 日 医師名 医療機関名	電話（候補） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 電話： 年 月 日 医師名 医療機関名

II-3 怪我や病気の際の連絡・対応について

(1) お預かりした「非常時連絡票(※3)」をもとに、園から園児の病気・怪我などで緊急に連絡する場合があります。緊急連絡先の順番に電話をします。連絡先に変更が生じた場合は、速やかに担任までお知らせください。

怪我の際は保護者に状況を報告します。怪我の状況により、園周辺の病院で治療するか等、病院選択の件でご相談する場合があります。

(2) 病院には必ず父母の同意または同行が必要となりますのでご承知おきください。

(3) さい。

37.0℃以上の発熱、寒気・おう吐・下痢の症状がある場合にご連絡いたします。個人差や季節及び体調等を鑑みながら、発熱がなくてもお迎えのご連絡させていただくことがあります。

※3 非常時連絡票 見本 (控えにご利用ください)

連 絡 票				
フリガナ		性別	生年月日	
園児名				
住 所	〒 -	フリガナ 保護者名		
緊急連絡先				
連絡 順	連絡先名	電話番号・ 携帯番号等	備考 ※祖父母の場合は 氏名をご記入くだ さい。	担任からの日常的な連 絡を希望する方に「 <u>フ</u> ◎をつけてください。
例	〇〇の携帯 〇〇の勤務先(〇〇会社)	090-〇〇〇-〇〇〇		
1				
2				
3				
4				
5				
※発熱や怪我、災害の際に連絡を希望する方をご記入ください。(早くお迎えが可能な方を優先してください) ※連絡先は預かり保育利用時にもこの順番で使用させていただきます。				
乳幼児 医療証番号	負担者番号	受給者番号	有効期間	~
かかりつけ 医 院	医 院 名		電話番号	休診日
	内科			
	歯科			
備 考	・熱性けいれん		あり	なし
			あり・・・	記入時までにかきた回数 回 最終年齢 才
	・脱臼		あり	なし
			あり・・・	記入時までにかきた回数 回 最終年齢 才
		どこ	を	回
		どこ	を	回
・食物アレルギー		あり	なし	
あり・・・原因食品		アナフィラキシー	あり	なし
		回	最終年齢	才

Ⅱ-4 飲む薬について

薬の服用は医療行為ですので幼稚園で行うことは出来ません。登園前・降園後の家庭での服薬にご協力願います。預かり保育利用等、止むを得ず幼稚園に薬を持たせる場合は、次の事項をよくお読みになってから持たせてください。投薬に関しましては、慎重に対応していきたいと考えておりますのでご理解ください。

- (1) 幼児の薬は本来、保護者が来園して投薬していただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が来園出来ない時は保護者と園側で話し合いのうえ、幼稚園の職員が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「連絡票」(※4)に必要事項を記載し、薬剤情報提供書(写真付きの薬効説明書)と薬を持たせてください。その際、必ず園児に薬と書類を朝のうちに担任に提出するように伝えてください。
- (2) 持参する薬について
 - 1 医師が処方した薬には必ず「連絡票」と「薬剤情報提供書」を添付してください。
 - 2 使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - 3 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。
- (3) 「連絡票」は職員室にあります。ホームページからプリントアウトもできます。
- (4) 投薬した場合、投与者がサインをして連絡票をお戻しします。必ずご確認ください。
- (5) 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など)のように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生労働省)によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。その場合は幼稚園にもご相談ください。
- (6) 「リップクリーム」「ハンドクリーム」「日焼け止め」等は園へは持参せず、登園前にご家庭で塗布を済ませて頂きますようお願いいたします。集団生活の場では、思わぬ誤飲誤食も想定されます。
例) 病院で処方された塗り薬に「一日数回」とあったので塗って欲しい
・登園前、降園後以降にしていだけるようご協力をお願いします
例) 汗をかいたら水で流すか濡れタオルで拭いて、日焼け止め(ローション等)を全身に塗りなおして欲しい
・保育に支障が出る場合があります。特別な場合のみご相談ください。

※4 連絡票 記入例

記入例

連絡票

XX年 XX月 XX日

依頼者	保護者氏名 林間 太郎	連絡先電話	123-4567
	園児名 林間 花子	男・女	4歳 2カ月
病院名	中央 (病院・医院)	電話	FAX
病名 (又は症状)	風邪	765-4321	
(該当するものに○、または明記)			
(1)使用する日時： XX年XX月XX日 ~ XX月XX日 食前・ 食後			
(2)くすりの内容 抗生物質・解熱剤・咳止め・下痢止め・ かぜ薬 ・外用薬 ()			
(3)薬の名前又は調剤内容： 1 〇〇混合薬 1回 1包 炎症を和らげる薬 毎食後 もしくは 別紙薬剤情報提供書のとおり			
(4)保管方法： 室温 ・冷蔵庫・その他 ()			
(5)使用法の留意点： 水に溶かして飲ませてください			
(6)その他の注意事項 (副作用など)：			

担任記載欄					
日付	/	/	/	/	/
投与時間	:	:	:	:	:
投与者 サイン					
連絡事項					

認定こども園 相模林間幼稚園

II-5 欠席について

欠席された場合は毎月シール帳の「出欠席確認表」で確認の上、サインをお願いします。

II-6 出席停止について

幼稚園から大学までの教育機関では、文部科学省で定められた学校保健法により、下記のように出席を停止されます。（令和5年12月現在）

記

I 伝染病の種類（学校保健法施行規則第十九条）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎
	コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病（溶連菌など）

II 出席停止の期間の基準（学校保健法施行規則第二十条）

- 1) 第一種の伝染病にかかった者については治癒するまで。
- 2) 第二種の伝染病（結核をのぞく）にかかった者については、次の期間。
ただし、病状により、園医・その他の医師において、伝染のおそれがないと認められた時はこの限りではない。

符号	病名	出席停止の期間
イ	インフルエンザ	発症日を0日目として5日間かつ、解熱日を0日目として3日間の期間が出席停止期間。この停止期間を終えた翌日から登園できます。
ロ	百日咳	特有の咳が消失するまで。
ハ	麻疹	解熱した後三日を経過するまで。
ニ	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで。
ホ	風疹	発疹が消失するまで。
ヘ	水疱	全ての発疹が痂皮化するまで。
ト	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで

- 3) 結核及び第三種の伝染病にかかった者については、病状により園医・その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

Ⅲ その他

- (1) 病院に行き、伝染病と診断された場合は、すみやかに幼稚園まで連絡ください。前ページの伝染病の種類に記載された病気が治りましたら、医療機関から発行される治癒証明書を後日担任に提出してください。基本は出席停止という扱いになり欠席にはなりません。
治癒証明書の発行手数料は、「相模原市内の施設を利用している児童」は公費負担です。相模原市内に在住の方が市外の医療機関にかかった場合、また市外に在住の方が相模原市内の医療機関に掛かった場合も公費負担となります。市外の医療機関を受診する方は幼稚園まで必要書類を取りにいらしてください。
- (2) 令和5年5月から「5類感染症」となった新型コロナウイルス感染症、第二種のインフルエンザ、にかかった場合は、出席停止になりますが、治癒証明書が発行されません。よって医師に診断された場合は幼稚園の「出席停止届出書」(※6)に記入して、担任に提出してください。

インフルエンザの出席停止について

近年、タミフル等の薬により熱は下がるものの、ウイルスが消滅していない場合がでてきています。

出席停止期間は発症日を0日目として5日間かつ、解熱日を0日目として3日間です。この停止期間を終えた翌日から登園できます。

表※6を参照してください。

例	発症日	発症後5日間(登園停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目 に 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 OK! 		
発症後 2日目 に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 		
発症後 3日目 に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 	
発症後 4日目 に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK!

新型コロナウイルス感染症の出席停止について



新型コロナウイルス感染症の療養期間について

2023年5月版

登園・登校の条件

※1,2

※1 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

※2 令和5年5月2日付【施設宛】令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について(通知):横浜市

発症した後 5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで

- ◆ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態のことです。
- ◆ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から計算します。
- ◆ 無症状の感染者に対する出席停止の期間については、検査を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
- ◆ 登園・登校停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されておりません。

療養期間の例と登園・登校時の注意について



- (3) 咽頭結膜熱は、6月頃から徐々に増加し始めて7~8月にピークを示す夏期の疾患と言われています。プールを介して流行することが多いので、「プール熱」とも言われています。感染経路は、通常飛沫感染ですが、プールでは眼の結膜からの感染も考えられており注意が必要です。

- 1.手洗い・うがいを励行するなど、予防のための指導を充実させる。
- 2.プール前後のシャワーの励行やプールの環境衛生管理の徹底を図るなど、予防措置を充実させる。

ただし近年では季節に限らず流行することがありますので、幼稚園でも感染拡大防止に留意していきたいと思います。

- (4) ノロウィルスは10月から2月にかけての冬場が流行期です。非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一属であり、カキなどの貝類の摂食により食中毒の原因になるほか、感染したヒトの糞便や吐瀉物、あるいはそれらが乾燥したのから出る塵埃を介して経口感染します。特効薬やワクチンがないだけに予防に努めることが重要です。対策は手洗い、糞尿・吐瀉物の適切な処理、食品等の加熱殺菌処理等です。幼稚園では保健所の指導により糞便・吐瀉物の付

着した衣類は下洗いせずに密封し持ち帰り頂いています。

ご家庭でも感染を広げないように、正しい知識でお洗濯してください。

- (5) 手足口病・伝染性紅斑（りんご病）は、症状によっては欠席しなくてもよい場合もありますので出欠席については医師と相談してください。出席停止にはなりません。

伝染性のある病気は他の園児にも感染しますので、必ず治癒を確認してから登園させるようにしてください。又、疑いのある時は、確認の為病院に行きましょう。

※6 出席停止届出書（インフルエンザ用）見本

出席停止届出書	
年 月 日	
認定こども園 相模林間幼稚園 様	
学校保健法の第二種インフルエンザに感染したことを報告し、出席停止の届出をいたします。	
発病年月日	____年 ____月 ____日
解熱年月日	____年 ____月 ____日
治癒年月日	____年 ____月 ____日
◎ クラス名 _____	
◎ 園児名 _____	
◎ 保護者名 _____	

II-7 忌引きについて

忌引（きびき）は親族が死亡し、その葬儀のためや喪に服すなどの理由で、園を休むことです。登園をしない状態であっても、一般的な意味での「欠席」の扱いにはなりません。進級や卒園に必要な出席日数には算入しません。園では、「出席しなければならない日数」から減算されます。一般に、親族が死亡した日あるいはその翌日から起算して下記の日数になります。

- 父母…7日間
- 祖父母…3日間
- 兄弟姉妹…3日間
- おじ・おば…1日間

また、例えば遠くに住んでいる親族に不幸がある場合、その移動のために要する日数も忌引に含まれます。

Ⅲ 安全編

幼稚園における安全管理について

ここ数年学校などが標的になる事件が増え、子ども達が犠牲になるということも出てきてしまい、学校や幼稚園が安全な場所だという断言が出来なくなってしまっています。幼稚園でも数年前より門付近や、園庭・バスの駐車場などに監視カメラを設置したり、門にセンサーアラームを取り付けるなどしてきました。その他、危険だと思われる場所の改修を行い、安全性を考え、正門は普段は施錠した状態にしてあります。登園や降園の際、もしくは特別行事などの場合は門が開いている状態の場合もありますが、必ず職員がおり、周りに目を配っております。

また、何らかの事情で幼稚園・ナーサリーセンターへの送迎を保護者が行えない場合はご兄弟でも可としますが、その場合は高校生以上とさせていただきます。

これで十分ということは決してありませんが、少しでも子ども達の安全を考えてのことですので、ご父母の方々には面倒なことですがご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

Ⅲ-1 正門の出入り

○正門

正門から園内に入る時には鍵のロックを解除する暗証番号の入力が必要になります。暗証番号は、ご父母の方々のみお知らせいたします。

また、暗証番号は一年ごとに変更しています。(前年とは番号が変わります)

帰る際の開錠の「解錠スイッチ」は必ず大人が押してください。

子どもが一人で勝手に出てしまったりすると大変危険です。子どもが日ごろから触らないことを保護者の方からも伝えてください。

◎入る場合

1. タッチプレートを1度タッチするとランダムに数字が表示されます。
暗証番号のあとにEボタンを入力してください。
(子どもには押させないでください。)
2. 手動で小さいほうの門を開ける。
3. 必ず最後まで閉める。(扉の上のチェーンの施錠も行ってください。)

◎出る場合

1. 柱の裏側に開錠ボタンがありますので、それを押す。
(子どもには押させないでください。)
2. 手動で小さいほうの門を開ける。
3. 必ず最後まで閉める。(扉の上のチェーンの施錠も行ってください。)

(注意)

- (1) “保育用品渡しの日”にお知らせを配ります。その書類の中に暗証番号を明記します。

保護者と一部関係者へのみ、お知らせいたしますので、他の方には漏らさないでください。（子どもにも教えないでください。無断で解除すると危険です。）この暗証番号は先にも触れましたが、本年度のみです。次年度以降も“保育用品渡しの日”にお伝えしますので『幼稚園のせいかつ 準備・基本編』の該当する箇所に追記をお願いいたします。

(2)暗証番号を忘れてしまった場合は、インターホンで職員室に連絡をとり解除してもらってください。

(3)機械ものです。開け閉めは丁寧に、静かにお願い致します。

(4)開けたら必ず閉めてください。カチッと締まらないと出入が自由になり、大変危険になります。（子どもが飛び出すことが考えられます。）

(5)一人ひとりが責任を持って子どもの安全を守りましょう。

Ⅲ-2 地震・火災について

災害から子どもを守るため、幼稚園では避難訓練を定期的に行っております。いざという時に備え、家庭と協力して行う引取訓練は、5月の予定です。

幼稚園では災害時などにお使い頂けるサバイバルカードを作成しています。保護者の方において是非お手元に所持して頂き、迅速に対応行動がとれる助けになればと思って作成しました。必要な方は園までお申出ください。ホームページからダウンロードも可能です。

(1)保育中大きな地震が起き、緊急地震速報（「注意情報レベル」以上の情報）が発令された場合

◇こどもたちは次のようにします。

《屋内にいるとき》

大きな地震が起き、緊急地震速報が発令されたら、あわてずに教職員が大きな落ち着いた声で「机の下に身を隠す」などの指示をする。机の出ていない活動中は部屋の中央に集まる。その後、放送の指示で防災頭巾をかぶり、通路の安全確認後、そのまま園庭に出て待機する。

《屋外にいるとき》

大きな地震が起き、緊急地震速報が発令されたら、あわてずに教職員が大きな落ち着いた声で「園庭の中央に集まる」指示をする。そのまま園庭にて待機する。

◇幼稚園では危険と判断した時は一斉メールで「引き取り」の通知をいたします。X（旧 Twitter）及びホームページでもお知らせいたしますのでそちらもご活用ください。通知を確認後、すみやかに幼稚園までお迎えください。全て不通の場合は連絡がなくてもお迎えください。又、非常時はバスを運行出来ませんのでご了承ください。

◇子どもは災害時引取りカードに登録された方が迎えに来られるまで保護し、安全な処置を取ります。ナーサリーセンターに兄弟がいる場合は、幼稚園児、乳児の順にお迎え願います。

◇幼稚園への電話はなるべく差し控えましょう。問い合わせが殺到し不通になります。

◇状況により園外に避難する事もあります。

第一避難場所 → 園庭

第二避難場所 → 相模原市立上鶴間小学校

第三避難場所 → 相模カンツリー倶楽部

尚、状況により避難場所が変わりますので、確認してください。園外に避難する場合は、正門に避難先を明記しておきます。

(2) 警戒宣言が出されたら

◇自宅に居る時に発令されたら、登園させないでください。

◇子どもが園にいる時は、保育を打ち切り、地震の時と同じ処置を取ります。そして警戒宣言が解除されるまで、臨時休園の措置を取ります。

◇警戒宣言の伝えられ方

防災信号が鳴ります。

消防車、パトカーのサイレンで知らせます。

テレビ、ラジオでの情報

(3) 火災が発生したら

◇近隣および園から出火の場合は地震と同様な手順で避難しますので、同じようお迎えください。

(4) お迎えや帰路の注意

◇幼稚園に迎えに来た場合、顔は知っていてもあわてて間違えることもあります。担任または職員が災害時引取登録カードによりクラス名・園児名・引取者を確認させて頂き、登録されているどの方が引き取りに来たかを確認させて頂きます。ご了承ください。

◇徒歩で迎えに来るようにしてください。

◇持ち物は最小限にし、両手はつかえるようにしましょう。

◇狭い路地は通らず、落下物に注意してください。

◇落ち着いた行動をとるようにしましょう。

(5) バス登降園中の場合

登降園中に大きな地震が起きた場合、渋滞に巻き込まれその場で立ち往生してしまうことも考えられます。その場合はまず園児の安全を第一に冷静に対処します。大きな地震が発生したら、バスは前後左右の安全を確認し、一旦停車し、近くの出来るだけ広い安全な場所に移動停車し、周囲の状況を確認します。そ

の後、幼稚園と連絡を取り、運行が可能ならバスで幼稚園に引き返し、保護者に幼稚園に迎えに来てもらいます。バスの運行が不可能な場合は幼稚園の職員の援助を受け、徒歩等により園児たちを連れ帰り、災害時引取りカードに登録された方に引き渡します。

◎朝のバスの場合

バス運行中に大きな地震が発生した場合は、それ以降の停留所にはバスは回らないので、親子で帰宅してください。バスに乗っている園児はそのまま幼稚園につれていきますので、速やかにお迎えをお願いいたします。

◎帰りのバスの場合

バス運行中に大きな地震が発生した場合は、原則それ以降の停留所にはバスは回らず、園児はそのまま幼稚園につれていきますので、速やかにお迎えをお願いいたします。

※災害発生間際のバスの位置は「れんらくアプリ」による「現在位置情報」でご確認ください。目視できる範囲にバスが近くにある場合は迎えに来ていただいても構いません。

状況によって判断が難しい場合もありますが、「安全・確実」に対応致します。運行停止を一斉メールでお知らせしたいと思えます。しかし、ご存知のように電話・携帯・メール等繋がるとは限りません。ご自身の判断を迫られる状況になるかと思えますが、落ち着いて対処して頂きたいと思えます。

(6) ナーサリーセンター利用時の対応

ナーサリーに兄弟児がいる場合は、ナーサリーセンターの規定に準じます。

ナーサリーセンターの災害時(地震・火災・警報など)の避難・連絡

(1) 園舎内で避難可能な場合

園舎内で園児の安全確保を行います。原則としてりんかんメールやホームページ等でお知らせ致します。速やかに迎えに来てください。

(2) 園舎外に避難の必要な場合

園舎内での安全確保が無理な場合は、他の施設・場所に移動し園児の安全確保を行います。(当園の避難場所は「相模林間幼稚園」又は「上鶴間小学校」です。園外に避難している場合は、園の入り口に避難先を明示しますので、確認の上速やかにお迎えに来てください)

(3) 年 1 回、相模原市保育課の指導により、「引渡し訓練」を行います。

(7) 普段しておきたいこと

◇ 家族の行動予定を話しあっておきましょう

◇ 子どもとどのようにするか話しあっておきましょう

(8) 災害時引取登録カード（※8）が非常時連絡票の裏側にあります。災害時引取の確認や緊急時にも使用いたします。キッズルームにも控えを置き、使用致しますので、勤務先や連絡先等内容に変更等がある場合は速やかにお知らせください。これらは個人情報保護法を遵守し、目的以外の使用をしないよう責任をもって管理いたします。

※8 災害時引取登録カード 見本 （控えにご利用ください）

災害時引取登録カード

園児名			クラス		
A 保護者	1	氏 名		園児から見た 園児との関係	
		電話番号			
	2	氏 名		園児から見た 園児との関係	
		電話番号			
	3	氏 名		園児から見た 園児との関係	
		電話番号			
B 代理人 上記以外の 引取の 可能性がある 成人	1	氏 名		園児から見た 園児との関係	
		電話番号			
		住 所			
	2	氏 名		園児から見た 園児との関係	
		電話番号			
		住 所			

※ 上記表は出来るだけ多くの方を明記願います。

